（輸入及び法第十五条第一項の認定に係る施設への運搬の基準）

第十条　法第十四条第一項第三号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特定有害廃棄物等の運搬は、次のように行うこと。

イ　特定有害廃棄物等が飛散し、及び流出しないようにすること。

ロ　運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ　運搬車、運搬船及び運搬容器は、特定有害廃棄物等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

二　特定有害廃棄物等の運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

三　特定有害廃棄物等の保管を行う場合には、次によること。

イ　特定有害廃棄物等の周囲に囲い（保管する特定有害廃棄物等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ　保管の場所から特定有害廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにすること。

ハ　騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

四　前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の性状、数量又は運搬の方法その他の事情に応じ、人の健康の保護及び環境保全上の支障が無いように必要な措置を講ずること。

五　当該申請に係る再生利用等目的の輸入に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許可等」という。）を必要とする場合にあっては、当該許可等を得ていること。

［新設］

（再生利用等目的輸入事業者の認定の申請に係る書類）

第十一条　法第十四条第二項の申請書は、様式第六によるものとする。

2　法第十四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　輸入する特定有害廃棄物等に係る再生利用等を行おうとする再生利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生利用等に関する契約書又はそれに相当する書類

二　申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

三　申請者が個人である場合には、住民票の写し

四　申請者が第九条第一項第三号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面

五　過去に法第八条の経済産業大臣の輸入承認を受けたことを証する書類及び当該承認に係る特定有害廃棄物等の直前三年間の輸入実績又はこれらに相当する行為の業務経歴を記載した書類

六　当該申請に係る輸入の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

［新設］